

3. 道路・交通体系のまちづくり方針

市民生活の安全性や快適性及び利便性の向上を図るため、安心して生活できる道路網の整備を推進するとともに、鉄道やバス等の公共交通との連携を図り、効率的な交通体系の形成をめざします。

(1) 道路・交通体系

都市計画道路は道路機能や役割に応じた道路ネットワークの形成を図ります。また、災害時の避難路や延焼遮断帯として防災機能の向上を図りながら都市の骨格を形成します。

生活道路は狭あい道路の解消に努め、ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の形成等、地域と調和した道路整備を図ります。

長期未着手となっている都市計画道路は、交通機能、防災機能、代替機能の有無など、総合的な視点から見直しを図り、計画的な道路整備を図ります。

(2) 道路ネットワーク

市内の円滑な都市活動を支える交通体系の確立をめざし、道路の持つ交通、防災、景観など、様々な役割に配慮しながら、バランスのとれた道路ネットワークを形成します。道路機能を5段階に区分し、それぞれの機能に応じて適切に配置し、計画的な道路整備を図ります。

① 広域幹線道路

広域幹線道路は、本市と周辺都市を結び、市街地内への通過交通を排除する機能を持ち、市内の交通流動を円滑に処理する道路です。

- ・広域的な幹線道路、バイパス道路として機能する路線。
- ・市街地エリアを通過せず、市内への通過交通を排除する機能を持つ路線。
- ・市街地エリアから見て東西方向、南北方向に配置される路線。

本市では、以下の路線を広域幹線道路と位置付けます。

路線番号		路線名	幅員
No. 11	3・3・1	佐井幅・高清水線	27m
No. 12	3・3・3	伝法寺・井戸頭線（国道4号）	28m

② 主要幹線道路

主要幹線道路は、本市と周辺都市を結び、地域間の交通を集約して処理する機能を持ち、市街地内の土地利用の骨格を形成する道路です。

- ・市街地エリアへのアプローチ道路となる路線。
- ・市街地エリアの骨格を形成し、東西方向、南北方向に配置され、広域幹線道路を起終点とする路線。

本市では以下の路線を主要幹線道路と位置付けます。

路線番号		路線名	幅員
No. 21	3・3・2	儀兵平・千歳森線	25m
No. 22	3・4・1	井戸頭・相坂線（旧国道4号）	16～25m
No. 23	3・4・3	前谷地・本金崎線（国道102号）	16m

③ 幹線道路

幹線道路は、市街地の主要な施設間の交通を集約して処理することができるように配置し、主要幹線道路とともに市街地内の骨格を形成する道路です。また、広域幹線道路や主要幹線道路と連絡し、交通機能の段階的な構成を確立します。

- ・市街地エリアから発生する交通の整流化を図る路線。
- ・主要幹線道路も含め、概ね1km間隔で配置される路線。
- ・市街地エリアの環状構造を形成する路線。
- ・広域幹線道路や主要幹線道路に接続する路線。

本市では以下の路線を幹線道路と位置付けます。

路線番号		路線名	幅員
No. 31	3・4・2	下平・東小稲線	16m
No. 32	3・4・4	稲吉・長根尻線（南北方向区間）	18m
No. 33	3・4・5	市茂田・上平線（東西方向区間）	16m
No. 34	3・4・8	官庁街通り線	16～36m

④ 補助幹線道路

補助幹線道路は、主要幹線道路や幹線道路で囲まれた区域内で、発生又は集中する交通を集約し、適正に処理する道路です。

- ・ 幹線道路や主要幹線道路を補完する路線。
- ・ 概ね 500m 間隔で配置される路線。

本市では以下の路線を補助幹線道路と位置付けます。

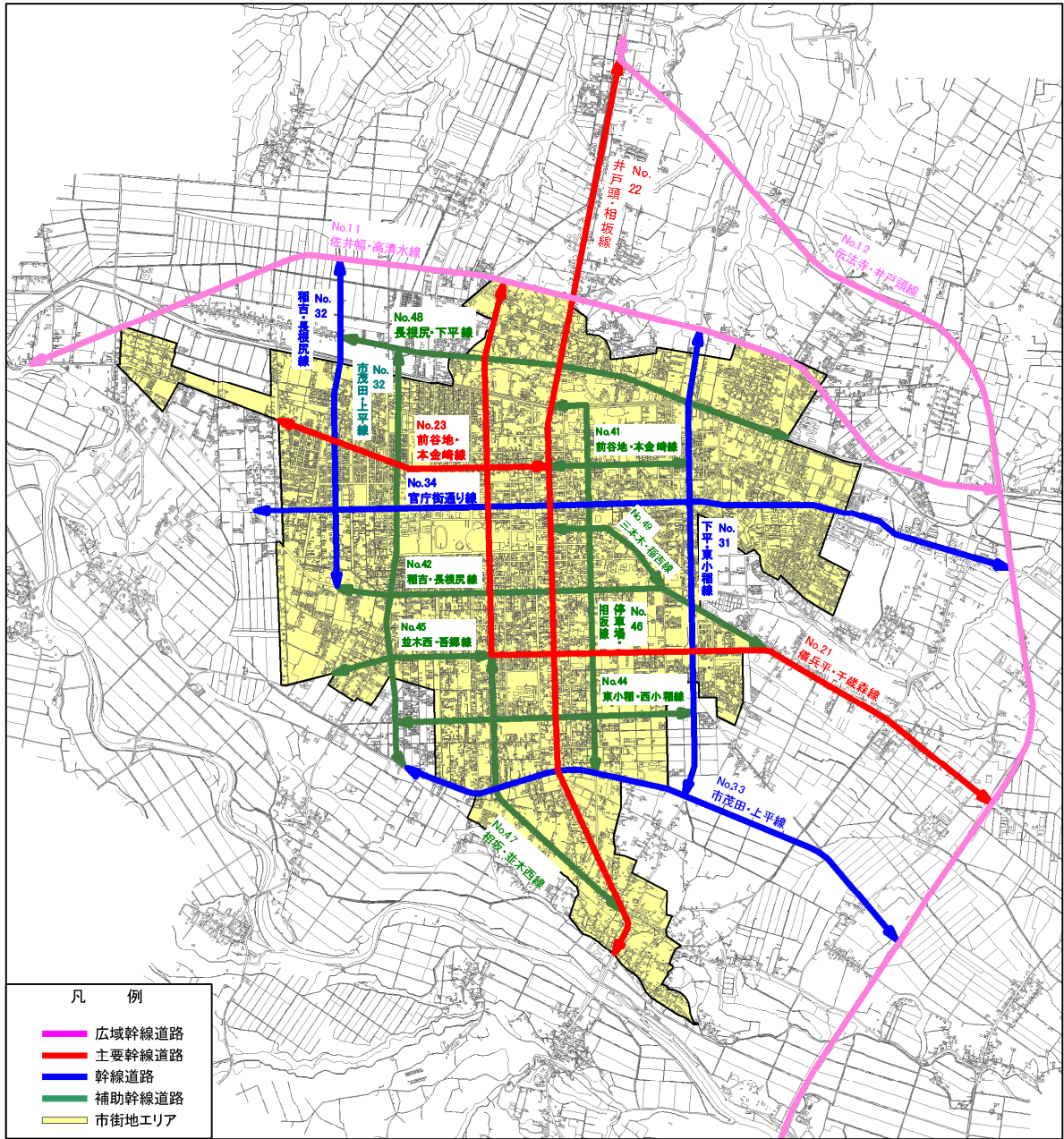
路線番号		路線名	幅員
No. 41	3・4・3	前谷地・本金崎線	16m
No. 42	3・4・4	稲吉・長根尻線（東西方向区間）	11～18m
No. 43	3・4・5	市茂田・上平線（南北方向区間）	16m
No. 44	3・4・6	東小稲・西小稲線	16m
No. 45	3・4・7	並木西・吾郷線	16m
No. 46	3・6・1	停車場・相坂線	11～12m
No. 47	3・6・3	相坂・並木西線	11m
No. 48	3・6・4	長根尻・下平線	11～16m
No. 49	3・6・2	三本木・稲吉線	11～15m

⑤ 生活道路

生活道路は、市民が日常生活を送る上で、身近な道路として市街地に配置される道路です。

市民の理解と協力を得ながら計画的に整備を進め、狭あい道路の解消や交通事故防止、防犯に向けた整備に努め、安全性や利便性、快適性の向上を図ります。

図3-5 道路ネットワーク



(3) 公共交通

市民の交通利便性の向上を図るため、鉄道や路線バス事業者と連携し、公共交通の維持、改善及び充実を図ります。

バス交通については、都市計画道路や幹線道路の整備に併せ、路線の再編等を検討し、路線バスの利用を促進します。

(4) 歩行者・自転車

歩行者や自転車利用者が安心して移動できるよう、幹線道路や生活道路での歩道幅員の確保や段差解消、歩道の除雪対策など、ユニバーサルデザインを取り入れるとともに、交通事故防止、防犯に向けた整備に努め、安全で快適な歩行者・自転車空間の形成を図ります。